

## 地域包括診療料等の施設基準の緩和

骨子【I-3-1 (1)】

### 第1 基本的な考え方

地域包括診療料及び地域包括診療加算による主治医機能の評価について、その施設基準を緩和し、普及を促す。

### 第2 具体的な内容

地域包括診療料・地域包括診療加算の施設基準を緩和する。

現行	改定案
<p>【地域包括診療料】 [施設基準]</p> <p>在宅医療の提供及び当該患者に対し 24時間の対応を実施している旨を院内掲示し、以下のすべてを満たしていること。</p> <p>ア 診療所の場合</p> <p>① 時間外対応加算 1 の届出を行っていること。</p> <p>② 常勤の医師が 3 名以上配置されていること。</p> <p>③ 在宅療養支援診療所であること。</p> <p>イ 病院の場合</p> <p>① 医療法第 30 条の 3 の規定に基づき都道府県が作成する医療計画に記載されている第二次救急医療機関、救急病院等を</p>	<p>【地域包括診療料】 [施設基準]</p> <p>在宅医療の提供及び当該患者に対し 24時間の対応を実施している旨を院内掲示し、以下のすべてを満たしていること。</p> <p>ア 診療所の場合</p> <p>① 時間外対応加算 1 の届出を行っていること。</p> <p>② 常勤の医師が <u>2</u> 名以上配置されていること。</p> <p>③ 在宅療養支援診療所であること。</p> <p>イ 病院の場合 <u>(削除)</u></p>

定める省令に基づき認定された救急病院又は「救急医療対策事業実施要綱」第4に規定する病院群輪番制病院であること。

- ② 地域包括ケア病棟入院料の届出を行っていること。
- ③ 在宅療養支援病院の届出を行っていること。

**【地域包括診療加算】**

**[施設基準]**

(略)

在宅医療の提供及び当該患者に対し 24時間の対応を実施している旨を院内掲示し、以下のいずれか1つを満している。

- ① 時間外対応加算 1 又は 2 の届出を行っている。
- ② 常勤の医師が 3 名以上配置されている。
- ③ 在宅療養支援診療所である。

(略)

- ① 地域包括ケア病棟入院料の届出を行っていること。
- ② 在宅療養支援病院の届出を行っていること。

**【地域包括診療加算】**

**[施設基準]**

(略)

在宅医療の提供及び当該患者に対し 24時間の対応を実施している旨を院内掲示し、以下のいずれか1つを満している。

- ① 時間外対応加算 1 又は 2 の届出を行っている。
- ② 常勤の医師が 2 名以上配置されている。
- ③ 在宅療養支援診療所である。

(略)